

「上峰町中心市街地活性化事業」変更のお知らせ

地元の皆様へ

当該店舗におきまして、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり変更の届出（令和8年4月7日）を行いましたので同法施行規則第11条第2項の規定により、その要旨をお知らせします。

変更届出内容

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：上峰町中心市街地活性化事業

所在地：佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1550番地3 外

2 変更しようとする事項

※下線部「 」は変更箇所を示す。

(1) 駐輪場の位置

【変更前】	駐輪場①	9台	A棟北西側		
	駐輪場②	30台	B棟西側		
	駐輪場③	28台	C棟南東側	合計	67台
【変更後】	駐輪場①	9台	A棟北西側		
	駐輪場②	30台	B棟西側		
	<u>駐輪場③</u>	<u>28台</u>	<u>C棟南東側</u>	合計	<u>67台</u>

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】	荷さばき施設①	48.0㎡	A棟北東側		
	荷さばき施設②	48.0㎡	B棟南西側		
	荷さばき施設③	82.5㎡	C棟北側	合計	178.5㎡
【変更後】	荷さばき施設①	48.0㎡	A棟北東側		
	荷さばき施設②	48.0㎡	B棟南西側		
	荷さばき施設③	82.5㎡	C棟北側		
	<u>荷さばき施設④</u>	<u>48.0㎡</u>	<u>C棟南側</u>		
	<u>荷さばき施設⑤</u>	<u>48.0㎡</u>	<u>C棟南西側</u>	合計	<u>274.5㎡</u>

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

【変更前】	荷さばき施設①②	午前6時00分～午後10時00分	(A・B棟)
	荷さばき施設③	24時間	(C棟)
【変更後】	荷さばき施設①②	午前6時00分～午後10時00分	(A・B棟)
	<u>荷さばき施設③④⑤</u>	<u>24時間</u>	<u>(C棟)</u>

3 変更する年月日 令和8年4月16日

4 変更理由 営業施策

※本計画に対して意見のある方は、期間中において意見書の提出が可能です。

【縦覧場所及び意見提出先】

縦覧期間：令和8年4月8日から令和8年8月8日
 縦覧場所：佐賀県産業労働部産業政策課
 意見書提出先：佐賀県産業労働部産業政策課
 (〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

当届出及び掲示に関する問い合わせ先
 21世紀商業開発株式会社
 TEL：06-6252-5910
 担当：林田・新井
 (問合せ時間帯：土日祝を除く10:00～17:00)

